

荒尾市保育利用調整基準

令和3年10月1日改正

保育所等の利用申込者数が受入可能人数を上回る場合には、以下の基準に基づく利用調整を行い、客観的・総合的に見て保育の必要性が高いと認められる順に利用可能な保育所等をご案内します。なお、第一希望の施設を基本として選考を行います。

<順位の基本決定方法>

「1 基本点数」と「2 調整点数」を合計し利用調整を行います。同点数となった場合は「3 同点者選考に係る考慮事項」により決定します。

なお、年度当初の申請における利用調整は第一希望の施設ごとに行い、その後の受入可能数に応じて第二希望以降の施設についての利用調整を行うものとします。

1 基本点数

申込児童の保護者(父母等)それぞれの基本点数を合算します。(保護者が1人の場合は100点を加算)

保育必要理由		保護者の状況等	基準点数
就労 ※		居宅内外で労働している(月の就労時間が160時間以上)	100
		居宅内外で労働している(月の就労時間が120時間以上160時間未満)	90
		居宅内外で労働している(月の就労時間が48時間以上120時間未満)	80
求職中	内定あり	居宅内外労働(月の就労予定時間が160時間以上)	100
		居宅内外労働(月の就労予定時間が120時間以上160時間未満)	90
		居宅内外労働(月の就労予定時間が48時間以上120時間未満)	80
	内定なし	上記以外の求職中(起業準備などを含む)	70
出産前後		出産前後の2か月間	85
保護者の疾病	入院又は自宅療養中のため常時寝たきりの場合		100
	通院、加療のため保育が困難な場合		90
保護者の障がい	身体障がい者手帳1～3級、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている場合		100
	身体障がい者手帳4～6級の交付を受けている場合		90
同居親族の介護・看護	入院、通院又は自宅療養している親族を月120時間以上、介護・看護をする必要がある		90
	入院、通院又は自宅療養している親族を月48時間以上120時間未満、介護・看護をする必要がある		80
災害復旧		震災などの災害復旧に当たっている場合	150
就学	就職に必要な技能取得のために月120時間以上職業訓練校、専門学校、大学等に就学している(通信制を除く)		85
	就職に必要な技能取得のために月48時間以上120時間未満職業訓練校、専門学校、大学等に就学している(通信制を除く)		75
虐待やDVの恐れがある		児童相談所等の関係機関による保護の経緯があるなど児童虐待の恐れがある場合や保護者がDVを受けている場合など、社会的養護が必要と認められる場合	150
福祉事務所長が保育が必要と認める場合			100

※就労時間には児童の送迎及び通勤に要する時間、業務中の休憩時間を含む。

2 調整点数

保護者・申込児童の状況等		調整点数
ひとり親世帯	離婚、未婚、死別、行方不明などの場合(事実婚を除く)	20
きょうだい新規	既に兄弟姉妹が利用している施設を希望する場合(兄弟姉妹が卒園児の場合を除く)	100
きょうだい同時新規	新たに兄弟姉妹が同一の施設の利用を希望している場合	10
生活保護世帯	申込児童が生活保護世帯の場合	20
利用児童の障がい	申込児童が障がいを有する場合	10
産休・育休明け復帰	保護者が産休・育休を取得しており、復職する場合	20
地域型保育事業実施施設の卒園児	地域型保育事業実施施設の卒園児が連携施設以外の施設を希望する場合	50
生計中心者の失業	生計中心者が失業(自己都合の退職を除く)のため、求職活動をしている場合。ただし、ひとり親世帯及び生活保護世帯の場合にはその項目の調整点数を優先する(併用不可)	10
幼稚園教諭、保育教諭、保育士、放課後児童クラブ指導員の子どもが利用する場合		100
教育・保育給付に係る利用者負担額を6ヶ月以上滞納し4ヶ月以上納付実績が無い		-30
教育・保育給付に係る利用者負担額を滞納し4ヶ月以上納付実績が無い		-10
福祉事務所長が特に優先して保育の実施が必要と認める場合		児童・世帯の状況により別に定める

3 同点者選考に係る考慮事項

優先度	考慮事項
1	①災害復旧
	②虐待・DVの恐れがある
	③保護者の疾病・障がい
	④就労(内定者を含む)
	⑤出産前後
	⑥同居親族の介護・看護
	⑦就学
	⑧求職中(※)
2-①	保護者の就労時間が長い世帯を優先する
2-②	居宅外労働と居宅内労働では居宅外労働を優先する
2-③	ひとり親世帯が他の世帯に優先する
2-④	就学前児童が3人以上いる世帯がいない世帯に優先する
2-⑤	新規入所と転園の場合では新規入所を優先する(年度途中入所のみ)
2-⑥	送迎手段が徒歩又は自転車に限られる世帯が他の世帯に優先する
3-①	祖父母と同居と別居の場合では別居を優先する
3-②	祖父母が就労と未就労の場合では就労を優先する(同居・別居の条件が同一の場合は就労者の人数で優先度を考慮する)

※1-⑧について、下記の事項いずれにも該当する世帯は、該当しない世帯に優先して取扱うこととする。

- (1)前年度に保育所等に入所または内定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により求職活動が困難となったため退所または内定を辞退した。
(2)求職活動を理由として入所を希望している。